

古代国家における馬の利用と牧の変遷

吉川敏子

【要約】 令制から延喜式制に至る牧制度変遷の理由を解明するために、当時の官馬への国家的要求がどのようなものであったのかという側面から考察を加えた。古代国家において馬の果たした役割は、軍事・交通・祭事等における貢献と多岐にわたっていたが、量的に最も多く必要とされていたのは駄馬としての労働力であったと考える。古代における遷都の多さは他の時代に類例を見ないものであるが、そこでも馬は役馬として労働力を提供していたと思われる。遷都に伴う大造営事業の開始及び停止は、役馬の需要を急激に増減させ、馬政を掌る中央官司や、馬を供給する牧に影響を与えることとなった。八〜九世紀における牧制度の変遷は、このような馬の需要の在り方に対応したものであって、決して「令制の衰退」によるといえるという質のものではなかったのである。本稿では、このような観点から、延喜式制の牧形成の意味を明らかにすることにつとめた。

史林 七四巻四号 一九九一年七月

はじめに

令制と延喜式制の牧規定には大きな違いがある。令文に規定されている牧が軍団に馬を供給するためのものであるのに、対し、延喜式に規定されている牧は中央への貢上を中心目的としているのである。この両制度間における牧の研究では、古くは西岡虎之助氏の「武士階級結成の一要因としての『牧』の発展」^①があり、新しいものでは山口英男氏の「八・九世紀の牧について」^②が注目される。規定の変化という側面から牧の変遷を論じられた西岡氏の論文と、牧の実態に即して論を進められた山口氏の論文とは、いずれも牧の研究をする際に触れずにはおられない業績である。そこで、まず両氏の論

旨を挙げた後に、本稿における私の立場を示すこととする。

西岡氏は令・延喜式兩牧規定の相違を重視して、延喜式制の牧を令制の崩壊後に萌芽したもの、またはその奇形化したものと解釈しておられる。そしてその変化の理由については、特に軍事面に焦点をあてて、「令制の牧を設置した全目的は、軍団に兵馬を供給することにあった」と規定された上で、軍団制の崩壊に伴い令制の牧が不要になったためであるとしておられる。一方、山口氏は令・延喜式兩牧規定の差をそのまま実態の差と捉えること自体誤りであるとして、その連続性を重視しつつ、実態に即した形で兩者の間を埋める作業を行われた。山口氏は特に馬の中央への貢上に焦点をあてて論じられ、令制から延喜式制への変化は専ら公的牧の衰退への対策であると解釈しておられる。

西岡氏の牧規定の変化に対する研究と、それをふまえた山口氏の牧の実態に対する研究は、古代の牧制度の解明における研究の各段階として評価される。しかし、その変遷を生ぜしめた理由についてはいまだ十分な論証が行われているとは言い難い。両氏の論の根底にあるのは、律令制の不可逆的衰退という固定観念に他ならない。西岡氏は前掲論文の中で、「変化とは崩壊過程の別名である」とまで述べておられ、山口氏もまたその旧弊から脱しきれておられないのである。だが、軍事や貢上制度という限られた局面を指標とするだけで、牧の盛衰を論じて良いものであろうか。そうではあるまい。牧全般にわたる変遷の理由については、当時の馬政の在り方をより広く把握して、そこから牧存在の意義を理解していかねばならないであろう。私自身は制度上の研究もさることながら、むしろ馬そのものの機能とその國家への貢獻度などに関心がある。そこで本稿では、馬には何ができるのか、馬の需要はどのような局面により多く存在していたのかをテーマとし、特に造営事業などにおける駄馬としての実用的側面に注目して、八～九世紀における馬政の在り方と牧存在の意義について論じることとする。

① 西岡虎之助「武士階級結成の一要因としての『牧』の発展」(同『莊園史の研究・上』、一九五三、初巻表一九二九)。

② 山口英男「八・九世紀の牧について」(『史学雑誌』、九十五一、一九八六)。

③ 西岡氏前掲論文三一五頁。

④ 本稿では、以下、すべて公的牧の意味で牧の語を用いる。

⑤ 西岡氏前掲論文三二〇頁。

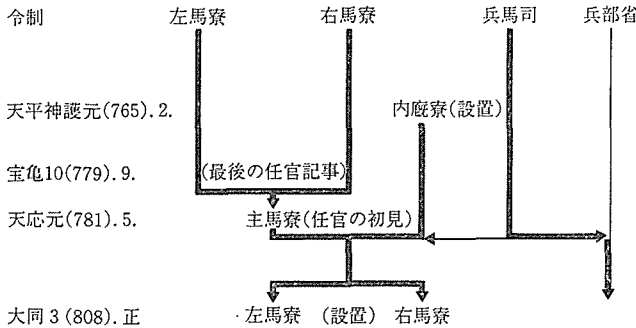
一章 馬政を掌る中央官司の変遷

一 官司廃置の概要

令にしても延喜式にしても、それらを制定したのは中央政府であるから、牧制度の変化もその政策に即したものであろう。中央で馬政を担当した官司は、八〜九世紀の間に何度かの廃置を経ている。それらの変遷の理由を考えることによって、中央における馬政及び馬匹要求の在り方の変化を知ることができるはずである。そこで、本章ではまず、八〜九世紀に廃置された中央の馬政担当官司の性格を検討して、当時の中央政府が何に重点を置いて馬政を行っていたのかを論じ、次章で、それが牧制度にどのような影響を与えたのかを論述することにする。それらの官司の廃置については山口氏の前掲論文で明らかにされているので、本節では後論のためにその経過を順を追って記し、若干の私見を加えておくにとどめる。(図一参照)

令の規定では、馬政に関与する主な中央官司は、左右馬寮と兵馬司の二官司である^①。ところが、天平神護元年(七六五)二月に内廐寮が新設されて、それらと並立するようになる^②。さらに宝龜十年(七七九)九月から天応元年(七八一)五月の間に左右馬寮は統合されて主馬寮となったらしい^③。そして、大同三年(八〇八)正月二十五日の詔によって、馬政を掌る中央官司は延喜式制に直結する形となる。その詔は略文となって『狩野文庫本類聚三代格』巻四に収められているが、そこでは兵馬司・内廐寮・主馬寮を合わせて、令制に倣って左右馬寮を再置したということが示されているだけで、その詳細は明らかにされていない。しかし、次節以下で述べるように、内廐寮と主馬寮では職掌が異なっていたと考えられるのに対して、延喜式制の左右馬寮の規定はほぼ同内容であった。そのことから、この改革は三官司の職掌を合併した上で左右に

〈図1〉 中央の馬政担当官司の変遷



本図は山口氏「八・九世紀の牧について」の中の図を参照したものである。

分配するというものであったと考えると、右の詔による限りではそうだった事情がわからなく、延喜式制では兵部省が馬政に關与するようになっていたが、右の詔による限りではそうだった事情がわからない。しかし弘仁四年（八一三）七月十六日太政官符引用の兵部省解によって、実際にはこの改革において兵馬司の職掌が兵部省にも吸収されていたことが明らかになっている。

以上が令制から延喜式制に至るまでの中央の馬政担当官司の変遷過程であるが、後述するように兵馬司は帳簿上の馬の管理を中心に行い、積極的に馬政に介入する官司ではなかったと考えられる。また、その職掌を引き継ぐことによって馬政に關係するようになった兵部省についても同じことがいえよう。そこで、本稿では特に実際に馬を飼養し、より直接的に馬政に關与していた令制の左右馬寮、内廩寮、主馬寮、延喜式制につながる新制の左右馬寮について論じることとする。

二 馬寮監設置と八世紀の左右馬寮

令の規定では中央の馬政担当官司は兵馬司と左右馬寮であるが、実際に馬を飼養し、馬事を采配していたのは左右馬寮のみであった。職員令によると、両官司は次のように規定されている。

○兵馬司

正一人。へ掌_二牧及兵馬。郵驛。公私馬牛事。佑一人。大令史一人。少令史一人。使部六人。直丁一人。

○左馬寮へ右馬寮准レ此。〈

頭一人。へ掌、左閑馬調習。養飼。供御乘具。配給殺草。及飼部。戸口名籍事。助一人。大允一人。少允一人。大尉一人。少尉一人。馬醫二人。馬部六十人。使部廿人。直丁二人。飼丁。

（〈〉は本註。）

これらを見てみると、まず兵馬司には左右馬寮のように馬医・馬部・飼丁という馬匹を取り扱う者が配されていないが目につく。また、兵馬正の職掌は「牧及兵馬。郵驛。公私馬牛事」とされているが、このうち牧・郵驛・公私馬牛については、職員令大国条に記される国司の職掌にも含まれている。そして、厩牧令駒犢条では国司が牧の駒犢の校印に立ち会うことが、同令置駅条では国司が使の稀な場所の馭馬の数を決定することが規定されているので、実際には牧や郵驛の監督義務や権限は在地の国司に存していたことがわかる。公私馬牛については、令集解所引の諸説が説くように征行時の差発に備えて全国の馬の現状を把握しておくというものであったと考えられる。また、兵馬についてもそれと同様の帳簿上の管理であったと思われる。なぜなら、令文にいうところの兵馬とは軍団に付属するものであると考えられ、兵馬司に軍団兵士に関する権限が無い以上、その馬のみを単独で支配しても意味を成さないからである。それに、兵馬正として記録に残っている人々は武官の経歴を持たない人物ばかりであり、そのような者を長官とする官司に兵馬に対する実権を持たせていたとは考え難い。⑥以上の考察により、兵馬司は積極的に馬政に携わる官司ではなく、非常時に備えて全国の馬匹の帳簿上の管理をする官司であったと判断できる。そしてそのことにより、左右馬寮は中央で馬を飼養して、直接的かつ恒常的に馬政を行う唯一の官司であったと位置付けることができるのである。

⑦ところで、令文には諸国からの馬の貢上規定は無いが、実際に貢上が行われていたことは山口氏によって指摘されている。⑦これらの貢上馬が官牧からのものであったのか私牧からのものであったのかは確定しはたいが、おそらく官牧からの貢上であったと考えられる。大化二年の所謂大化改新詔の第四項には、「凡官馬者。中馬每二百戸一輸。一疋。若細馬每二

二百戸二輪一疋。其買馬直者。一戸布一丈二尺。」という一文が記載されている。^⑧これにより、『日本書紀』の編纂期（養老四年成立）において、令制施行以前にはそのような制度があったという認識がなされていたことがわかるが、大宝令にそれが受け継がれた形跡は無い。これは大宝令により規定された官牧が、その役割を代行するようになったからであろうと思われる。そして、官牧と同じく大宝令によって規定された左右馬寮がそこからの貢上馬を、兵馬司が馬帳を受け取るようになったのであろう。

以上により、令制施行当初の中央における馬匹需要の在り方を知るためには、左右馬寮の性格を明らかにすればよいことがわかる。しかし、八世紀の左右馬寮の記録は乏しくて、直接の史料からそれを知ることはできない。そのうえ、その頭や助に補任された人物についても記録が少なく、そこから官司の性格を分析するのは不可能である。^⑨ところが、令制の左右馬寮に関する史料を調べると、それに対する一つの改革の記録が見出される。それは馬寮監の設置である。これは令外官であるが、わざわざそういうものを設置するからには、そこに何らかの重要な目的が存在していたはずである。そこでこの馬寮監の設置目的を考察し、そこから八世紀の左右馬寮に対する政治的要求を解明してみようと思う。

馬寮監についての先行研究には坂本太郎氏の「馬寮監」^⑩があり、その中では、馬寮監の設置は軍事目的であろうと述べられている。氏は和銅四年（七二二）の馬寮監初見の年に造都にからむ軍事的危機を見出して、馬寮監設置をそれに対する対策であるとされたのである。確かに和銅四年という年は平城京造営事業の難渋している時期であり、^⑪その年に馬寮監を補任したということもそれと何らかの関係を有することは予想される。しかし、それが軍事強化のための補任であったという説には同意できない。では、馬寮監設置の目的は何であったのか。以下それについて検討してみる。

馬寮監の初見は『続日本紀』による和銅四年十二月の葛木王（後の橘諸兄）の補任記事である。ここでは馬寮監を新設したという表現はなされていない。しかし馬寮監に補任された人物は他にもいるのに、同書ではこの葛木王の補任記事しか記載されていないことから、その記事の重要性を推し測って、それが馬寮監の新設をも意味する可能性は高いと考える。

表1 補任表 造營事業關係者

延暦 元・閏正	天応 元	宝龟 2 閏3	神護景雲 2・2	天平宝字 元・6	天平勝宝 7・12	天平 13・2	和銅 4・12	年 月
〃 七	〃 〃	5	3・6	2・7	8	8		左馬頭
		9・2	2・11					右馬頭
		10・9						右馬助
		11・3						馬寮監
			← 正月王 坂上王					主馬頭
				下毛野多具比				主馬助
					境部老麻呂			内鹿頭
		笠置足						内鹿助
			巨勢池長					
					葛木王 ←	鴨角足 ← (右) (左)	坂上大獲 ← (左) (右)	
多治比三上	伊勢老人							
大荒木押国	安倍祖足							
紀船守	道鴨嶋足		藤原雄依					
			紀船守 ↑					

葛木王の後は、天平勝宝七歳(七五五)に鴨角足が右馬監、翌八歳には左右馬監として署名を残し、天平宝字二三年(七五八~七五九)には坂上犬養が左右馬監として姿を見せている。管見の限りでは、馬寮監に関する史料はこの三名の官人の名が残され、他に一例が見られるのみである。そこで、これら三名の官人としての特徴と、その初見当時の時代背景によって、馬寮監の性格を考察する。

まず葛木王という人物について検討することにするが、私が坂本氏の馬寮監設置を軍事強化目的とする説に反対する理由は、この人物の官人的特徴にある。葛木王の補任記事は少なからず残されているが、生涯を通して彼の武官への補任は見られない。このことから、彼が武人的特徴を持つ官人であったとは言いがたい。そして、危機に際しての軍事強化のためにそのような人物を登用するとは考えられないので、坂本氏の説は不適切であると考えるのである。では、馬寮監の設置目的を示すような葛木王の官人的特徴とは、どのようなものであったのか。それを知るために、さらに詳しく彼の特徴を吟味する。

葛木王は和銅四年に馬寮監に任じられた後、天平二年(七三〇)九月に「催造司監」に任じられており、同八年(七三六)十一月には「左大弁兼侍従左右馬内匠催造監」であった。^⑦和銅四年から二五年の間、彼が他の武官に就いた形跡が無いのは前述の如くであるが、それに対して、ここで彼が工匠関係の官職である内匠監・催造監と左右馬監を兼ねていることは注目に価する。このことより、馬寮監は軍事強化のための官ではなく、造営事業に直接関与する官職であったのではないかと推測されるのである。そして葛木王が造営事業と関係の深い人物であったということは、後に彼が政府の最高実力者となってからの政治にもよく現れている。橘諸兄の為政は、造営事業の多さを一つの政治的特徴とするものだったのである。彼の政権下では恭仁京・紫香楽宮の造営や、難波京・平城京への遷都が行われている。また、東大寺や国分二寺の建立も彼の為政下において始められた大造営事業であった。^⑧藤原広嗣の乱に象徴される政治的・社会的事情があったとしても、それを度々の遷都や造寺によって解決しようとしたところに、彼が若い頃から造営事業と深く関わってき

た人物であったということがよく現れているといえよう。

馬寮監として初めて記録上に現れたのは、このように造営事業との関係を色濃く示す葛木王であった。しかも時期は平城京造営の難渋していた和銅四年である。このような条件が揃うと、私達は造営事業における馬の利用を想起しないわけにはいくまい。つまり、難渋している造都の能率を良くするために、労働力として人力よりはるかに勝る馬力の需要が高まっていったと考えられるのである。この時代にはまだ車をひく輓馬の存在は確認できないが、駄馬、即ち荷を負う役馬に関する史料は各所に見られる。その駄馬は、当然中央で唯一馬を直接取扱っていた左右馬寮が統制したことであろう。しかし、当時の左右馬寮は軍事・儀式・祭事など、馬を用いるあらゆる場面で務めを果たさなければならなかった。そのため、それまでの体制では、造営関係における馬の要求の増加に対応しきれなくなったのであろう。そして、それに対する対策として、従来の左右馬寮の機能のうちでも、特に造営関係における馬匹統制の機能の増強を図って、馬寮監が設置されたものと考えられる。

馬寮監が造営事業と関係していたことは、葛木王の後にも造営と関係のある人物が補任されていることによって裏付けられる。残る二人のうち、鴨角足については造営関係者としての明確な特徴は見当たらない。しかし、坂上犬養は左右馬寮と造東大寺長官を兼ねており、天平宝字四年には光明皇太后葬送の山作司となっている。墳墓を造ることも、かなりの規模の造営事業であったことは言うまでもなからう。これらのことから、彼も造営事業と関係の深い人物であったことが窺えるのである。

以上の考察により、馬寮監は軍事強化のために設置された官職ではなくて、造営事業における馬匹統制の機能の充実を期待して設置された令外官であったことが知られよう。馬寮監はその名称より左右馬寮に付加された令外官であったと考えられる。そして、そのような馬寮監の設置は、即ち左右馬寮の職掌のうちでも、特に造営関係の部分が重要視されるようになったということを示しているといえよう。つまり、八世紀の左右馬寮は、もともと馬に関係する多様な職務を担っ

ていたが、平城京の造営を境に造営関係の側面が重要視されるようになったのである。

ところで、万葉集には天平十三年(七四一)の右馬頭境部老麻呂の歌が載せられている。^② それは次のようなものである。

讀三香原新都歌一首并短歌

山背乃 久邇能美夜古波 春佐礼播 花咲乎々理 秋佐礼婆 黄葉爾保比 於婆勢流 泉河乃 可美都瀬爾 宇知橋和多之 余登
瀬爾波 宇知橋和多之 安里我欲比 都加倍麻都良武 万代麻呂爾

反歌

桶並而 伊豆美乃河波乃 水緒多要受 都可倍麻都良牟 大宮所

右天平十三年二月右馬頭境部宿禰老麻呂作也

三香原新都とは恭仁京のことであるが、そこへの遷都は天平十二年十二月に行われている。^③ そして、その造営の統行中に、右馬頭である境部老麻呂が「上つ瀬に 打橋渡し 淀瀬には 浮橋渡し」天皇への忠誠を歌っているのである。これは、まさに当時の左右馬寮が恭仁京の造営に従事していたことを示しているといえるのではないだろうか。

三 内廩寮の設置とその変質

内廩寮は天平神護元年(七六五)二月に設置された。そのことを記す『続日本紀』同月甲子条では、その設置理由について全く触れていない。しかし、亀田隆之氏によって、それは藤原仲麻呂没落後の軍事制度改編の一環であったという解釈がなされている。^④ 亀田氏が指摘されているように、内廩寮が設置されたのは藤原仲麻呂の乱のわずか五ヶ月後であり、しかもその日には、仲麻呂勢力払拭のためと思われる近衛府の設置と外衛府の官制の整備が行われている。内廩寮設置当時のこのような時代背景を考慮すれば、蓋し亀田氏の見解は適切であるといえよう。また、内廩寮は特に、近衛府と深い関係をもつ官司であったと考えられる。なぜならば、内廩寮と近衛府は同日に設立されているだけでなく、平城京の時代

において内廐頭として記録に残る三名のうち、二名までが長らく近衛府の官を務めた人物であったからである。一方、彼らの外衛府の官への就任は見られない。これらのことより、内廐寮の設置は軍事強化を目的とし、しかもそれは近衛府と関係の強い官司であったといえよう。つまり、内廐寮設置の目的の第一義は、近衛府への騎馬の供給だったと考えられるのである。仲麻呂の乱では騎馬が活躍するが、都の近辺で騎馬戦が起こるといふ事態は、政府に大きな衝撃を与えたに違いない。②③ しかも、前述のように左右馬寮は軍事のみを担当する官司ではなかったし、その馬の入手法は諸国に生産を委ねておいて貢上分だけを入力するという間接的な方法であった。そこで、政府は内廐寮を設置してそれに所管牧を持たせ、より直接的で確実な軍馬の入手法の確立を図ったのである。④

以上のように、内廐寮の設置が軍事強化を目的としていたことは明白であるが、それはあくまで設置当初の目的であるにすぎない。内廐寮は大同三年（八〇八）までの四三年間存在するのであるが、延暦三年（七八四）頃を境に急激に性格を変化させるようになる。以下、それについての論証を行う。まず、変化の時期を延暦三年としたが、これは長岡京造営が始められ、遷都が行われた年である。⑤ つまり、この長岡京遷都と関連して、内廐寮の性格は変化しはじめるのである。史料の不足により、ここでも官人の性格を検討するという方法をとることにするが、延暦三年当時内廐頭をしていたのは紀船守である。紀船守はこれよりかなり前の宝龜五年（七七四）に内廐助となり、天応元年（七八一）には内廐頭へと昇格している。⑥ 彼は神護景雲三年（七六九）以来ずっと近衛府の官を務め続けている人物なので、もともと彼が内廐寮官人に任じられたのは、彼が近衛府と関係する武人であったからであろうと思われる。しかし、延暦三年六月に彼は造長岡宮使の一人に選ばれ、⑦ それを機に内廐寮の性格は大きく変化することになる。ここで肝心なのは、なぜこの時に彼が造長岡宮使に選ばれたかという理由である。考え方の一つとしては、経験豊かな武人である船守に新京の警衛をさせるためであったとも言えそうである。しかし、その最も重要な理由は彼が軍人であったからではなく、彼が「内廐頭」であり、造営に必要な馬力を駆使し得る立場にあったからなのである。そのことは、彼の次に内廐頭となった三嶋名継という人物の特徴を調べる

表Ⅱ 延暦三年十二月己巳条の昇叙者と山背国司、大和国司、摂津職、左右京職との関係

昇叙された者	官職	官職についていた年・月（確認できる範囲）
藤原種継	山背守	宝龜2・9～同6・9
石川名足	左京大夫	同9・2～同11・3
	大和守	神護景雲2・2～2・9、 延暦7・2～7・6（死）
	右京大夫	天応元・5～
	左京大夫	延暦6・9～7・6
石川垣守	右京大夫	宝龜8・正～
	左京大夫	延暦3・7～
和氣清麻呂	摂津大夫	延暦2・3～7・6
多治比人足	山背守	天応元・5～
大中臣諸魚	山背守	延暦4・正～4・7
	右京大夫	延暦5・4～
文屋忍坂麻呂	左京亮	延暦元・8～
多治比浜成	左京亮	延暦元・閏正～
三嶋名継	山背介	延暦4・正～
	山背守	延暦5・2～
丹比真清	山背介	宝龜8・9～
上毛野大川	山背介	天応元・5～
麻田細賦	右京亮	延暦7・3～
	山背介	延暦8・3～

※同日に昇叙されたのは二三人であるが、位階の低い者は官歴の史料が乏しく国司等との関係を確認できない者が多かった。しかし、その三～四等官に就いていた可能性は充分考えられる。また、同日に造長岡宮使の一人である佐伯今毛人が参議となつてゐる。

造営の功勞者として昇叙された者のうち、その前後に山背・大和の国司や摂津職・左右京職の官に就いていた者が多かつたことからわかる。（表Ⅱ）。ここに大和国司や職津職を挙げているのは、長岡京造営の際に、建築材の多くが平城京や難波京からの移

ことによつて裏付けることができる。

三嶋名継が内廩頭となつたのは延暦四年（七八五）正月であるが、その直前の同三年十二月に、彼は長岡京造営の功勞者の一人として昇叙されている^④。そして、内廩頭就任と同日に彼は山背介に任命されており、翌五年二月には内廩頭兼山背守となつてゐる^⑤。言うまでもなく新都長岡京は山背国乙訓郡に営まれた都であり、山背国司はその造営事業に深く関わつていたはずである。実際に、造営事業関係者がその国の国司を兼任している例は少なくない。例えば、佐伯今毛人は造東大寺司と大倭国司の官とを長らく兼任してゐるし、河内亮の紀広庭が、隣国の摂津亮の内蔵若人とともに造由義大宮司次官に任じられたりもしてゐる^⑥。そして、それが長岡京造営にもあてはまる傾向であつたことは、延暦三年十二月の三嶋名継の昇叙と同日に長岡京

築によって賄われていたからである。^⑤

話を三嶋名継にもどすが、彼はさらに延暦二十三年（八〇四）八月に和泉・撰津の行宮の地を定めるために派遣されている。^⑥これも彼の造営事業における経験が評価されての人選であつたろうと思われる。このように造営事業との関係の深い三嶋名継が紀船守の次に内廐頭に登用され、五年以上の長きにわたつてそれを務めているのである。^⑦しかも、彼は内廐頭に補任される以前に武官に就いていたという記録が無いので、その武功を見込んでの人選であつたとは考えられない。これらの点から、内廐寮は長岡京造営をきっかけに、造営事業への貢献を主な職掌とする官司に変化したことが理解できる。

ところで、本来軍事強化を目的として設置された内廐寮が造営事業に従事するようになったのは、どのような事情によつたのであろうか。これについては二点考えられる。まず第一は、長岡京造営事業の特徴によるものである。長岡京は延暦三年六月に造長岡宮使を任命して造営が開始され、五ヶ月後の十一月にはもう遷都が決行されている。もちろん京城すべてが完成してから遷都が行われたわけではないが、それでも同等の規模を持つ平城京が遷都の詔から遷都までに二年一ヶ月、^⑧平城京が遷都の地の下見から遷都までに一年九ヶ月を要しているのに比べると、異例の速さである。また、長岡京の造営にあつては建築材の多くが平城京と難波京から運搬されている。『続日本紀』延暦十年九月甲戌条には、平城京諸門を長岡宮に移築したことが記されているし、考古学の分野からも、清水みき氏によって、両京から運ばれた瓦が長岡京で利用されていたことが証明されている。^⑨水路を利用したとはいえ、旧京から津・津から新京への膨大な物資の運搬に、駄馬は有効な労力として利用されたことであろう。当時、令制の左右馬寮は統合されて主馬寮となっており、その主馬寮もやはり造営事業に従事していたと思われる（次節参照）。しかし、平城京・平安京と同等の規模で、なおかつ急を要した長岡京の造営では、主馬寮の機能だけでは不十分で、内廐寮の動員が求められたのであろう。

事情の第二は当時の社会的背景に求められるが、桓武朝に至つて藤原仲麻呂のような軍事力を持つ専制者が存在しなくなったことが挙げられる。都における軍事的緊張がゆるんだ結果、本来軍事強化を主目的として設置されていた内廐寮に

も、造営事業に關与できる余裕ができたのである。これらの二点の理由により、中央政府は内廐寮に対して軍事よりも造営における活動を強く要求するようになっていったのである。

以上、紀船守と三嶋名繼の二名の内廐寮官人を通して長岡京造営開始による内廐寮の変質の様を論じてきたが、その後の内廐寮官人の中にも造営事業との関係の見られる人物が二名いるので挙げておく。まず一人は延暦十五年(七九六)正月に内廐頭となった藤原緒嗣である。彼は同十七年(七九八)十二月に造西大寺長官に任じられ、同二十二年(八〇三)二月には山城守に任じられている。そして同二十四年(八〇五)十二月には平安京造営の停止の上申に及んでいる。もう一人は延暦二十三年(八四〇)四月に内廐助となった紀田上であるが、彼はあの紀船守の子であり、弘仁元年(八一〇)九月に平城京の造宮使となっている。三嶋名繼以後は造営事業との関係の明確な人物が、記録に残る内廐寮官人六名(表一参照)のうち二名だけと少ないが、『日本後紀』の欠けていることも原因の一つと思われる。また、長岡京造営開始の折には、突然の大規模な造営を行うために内廐寮の方も急激な変革をせまられたが、一度変革が済んでしまうと、そこに用いる人物も官司の変革時ほど厳選されなくなったという可能性も考えられる。ともあれ以上の論証により、初めは軍事目的で近衛府とともに設立された内廐寮が、長岡京造営を契機として、軍事よりも造営に重点を置く官司へと変化したことを解明し得たことと思う。

四 主馬寮の性格

主馬寮は、宝龜十年(七七九)九月から天応元年(七八二)五月までの間に左右馬寮を統合して設置された官司である。八世紀の左右馬寮は、本章第二節で述べたように造営事業などの役馬を扱うことに重点を置くようになっていったのだが、それを統合して設置された主馬寮もやはり同様の性格の官司であったらしい。主馬寮についても直接にその活動を示す史料は残されていないのであるが、右のことは主馬寮官人の特徴を検討することによって確認することができる。

主馬寮の初見は天応元年（七八二）五月の伊勢老人の主馬頭任命であるが、彼は造営事業と縁の深い人物であった。その経歴を調べると、まず神護景雲元年（七六七）八月に彼は造西隆寺長官となっているが、これは西隆寺の初見記事であり、おそらく彼は初代の長官として任じられたものであらうと思われる。そして同二年（七八八）七月には修理長官を兼ね、宝龜九年（七七八）三月にもやはり修理長官であったので、短くとも一〇年は修理長官を務めていたらしい。修理司の実態を語る史料は管見の限り残されていないが、その名称から造営関係の官司であったことに相違は無からう。また、この修理司は彼の任官をもって初見とされ、彼の長官としての最後の記事以後は姿を消している。このことは、伊勢老人一人の存在が即ち修理司の存在であったといえるほどに、彼の造営事業における手腕が優れていたということを示しているのであらう。延暦元年（七八二）閏正月に、散位であった老人は氷上川繼の謀叛に連座して京外に移されるが、同五年（七八六）までに官に就き、同七年（七八八）六月には木工頭に任じられ、翌八年（七八九）四月に木工頭のまま卒している。以上の経歴により、伊勢老人は造営事業において活躍した人物であったことがわかるが、その彼が主馬頭として初めて名を表しているのである。このことは、主馬寮を設置する際に、造営関係の職掌に重点を置きつつ左右馬寮を統合したということを示していると思われる。

主馬寮のこのような性格はその後も持続したらしく、造営事業と関係する人々の任官が三件ほど見られる。その一人目は延暦四年（七八五）正月に主馬頭に任じられた多治比人足であるが、彼は天応元年（七八二）五月に山背守に任じられており、延暦三年（七八四）十二月には長岡京造営の功労者の一人として昇叙されている。おそらく、彼は山背守（若しくは元山背守）として長岡京造営に活躍したのであらう。そして、その造営事業の続行中である延暦四年に彼が主馬頭に任じられているのは、主馬寮が造営事業に従事する官司であったからに他ならない。

二人目は延暦十四年（七九五）二月に主馬頭となった藤原乙乙である。大々的に行われた長岡京造営ではあったが、それは約一〇年で打切られて、延暦十二年（七九三）正月からは同じ山背国内に平安京の造営が始められる。そして、翌十三年

(七九四) 十月には遷都が行われるのであるが、藤原乙叡はこの頃から山城国司及び京職の官に何度も補任されるようになる。彼は延暦十二年五月に左京大夫となり、同十三年十月二十七日、即ち遷都決行の五日後に参議に加えられる。そして同十四年に主馬頭に任じられた時には、彼は左京大夫に加えて山城守をも兼任していた。さらに同十六年(七九七)三月にも左京大夫と見え、同二十年(八〇二)八月には山城守に再任されている。また、大同元年(八〇六)三月の桓武天皇崩御の折には山作司に任じられたりもしている。平安京造営が延暦二十四年(八〇五)まで続行されたことは言うまでもないが、その造営の最中にこのような都に関係する職を一身に兼ね、遷都とほぼ同時に参議に加えられているのである。このことは彼が平安京の造営に何らかの形で貢献していたことを示しているといえるのではないだろうか。

三人目は延暦十九年(八〇〇)五月に主馬頭に任命された藤原仲成であるが、彼も主馬頭と山城守とを兼任しており、桓武天皇崩御の折には藤原乙叡とともに山作司となっている。そして、大同四年(八〇九)十一月には平城宮を造営するために派遣されている。また、彼は造長岡宮使として有名な藤原種継の息子であり、そのことも彼と造営事業との根強い関係を示しているようで興味をそそる。

平安京の造営中に藤原乙叡や同仲成のような造営事業と関係する人物が主馬頭に任用されているということは、主馬寮が平安京造営においてもその事業に従事していたということを裏付ける事例となろう。以上により、左右馬寮を統合して設置された主馬寮は造営事業と深く関係する官司であったと結論付けることができよう。主馬寮が設置された時には既に内廐寮が設置されていたが、当時の内廐寮は軍事を主たる職掌とする官司であった。そのために、左右馬寮の軍事面での貢献度は相対的に低下し、逆に平城京造営開始の頃から拡大していた造営事業関係の活動が浮上して、より重要視されるようになったものと考えられる。そして、光仁朝の冗官整理の方針の下で、左右馬寮は、その造営関係の職掌に重点を置きつつ主馬寮へと統合されて、軍事目的の内廐寮とは職分を分けて並立されたのであろう。

五 延喜式制につながる左右馬寮の形成

大同三年（八〇八）正月に、内廐寮・主馬寮・兵馬司を合併して左右馬寮が再置される。ただし、弘仁四年七月十六日太政官符所引の兵部省解により、兵馬司の職掌の大部分は兵部省に吸収されたと考えられる。そこで、本稿では合併に至るまでの内廐寮と主馬寮の動向を考えながら、それらの職掌がどのようにして新制の左右馬寮に受け継がれたのか、そして延喜式に見られる軍事色の薄い左右馬寮はいかにして形成されたのかということを考察する。

新制の左右馬寮設置の直接の原因は、延暦二十四年（八〇五）十二月の平安京造営の中止である。新都造営の事業に従事してきた内廐寮・主馬寮にとって、それは大きな転機となったが、その際これらの二寮はどのような変容をしたのであろうか。

まず内廐寮について述べるが、これは設置当初から近衛府と深く関係する官司であったと考えられる。内廐寮が近衛府に關与することといえば、馬の供給の一事に尽きよう。そして、長岡京造営を契機として内廐寮が造営事業に従事するようになったとしても、近衛府が馬を要する限り、内廐寮と近衛府との関係は途切れなかったことであろう。実際問題として、近衛府への馬の供給と造営事業用の役馬の供給とを同時に行うことは不可能ではなかったと思われる。なぜなら、近衛府が求めたのは騎馬が中心であったと思われる、それは良馬でなければならなかったが、造営事業において要求される役馬は騎馬となり得なかった劣質の馬でも十分役に立ったからである。^①日本の在来馬は馬格が小さくて騎馬には不適なものが多かったらしく、政府も父馬を諸国に送ったりして良馬の生産に力を入れていた。^②それでも、その際にはやはり多くの劣質の馬を副産物として生じたことと思われる。そして、騎馬として使用し得る良馬と、それ以外の馬との供給先を分けることによって、内廐寮はその両方からの要求に応じることができたのである。

ところで、内廐寮を近衛府と関係させて論ずるにあたって、まず近衛府の動向について触れておかねばならない。なぜ

なら、近衛府の性格は延暦年間に大きく変化しており、その影響は内廐寮にも及んでいたからである。この近衛府の変質については笹山晴生氏が適切な論をなしておられるので、ここではそれを引用しながら内廐寮の変質を論じることとする。笹山氏の指摘によると、近衛府は延暦年間に天皇近侍の官として地位を高めていき、その傾向は延暦十年以後特に顕著であったということである。この近衛府の動向は、中衛府の地位を相対的に低下させることになり、大同二年（八〇七）に両衛府は左右近衛府へと再編成されることになる。^⑭この成立期の左右近衛府の機能について、氏は次のような三つの区分をしておられる。^⑮

① 宮中・京中の警衛・巡邏・政治的事件に対する軍事的活動。

② 天皇身辺の雑事への奉仕・勅使など側近としての活動。

③ 武芸・楽舞など芸能の面における活動。

そして十世紀以後は②③が発展し、①は次第に失われていったとされている。十世紀とはしておられても、笹山氏はこの傾向を九世紀以後の中央の政治機構の縮少や私的な宮廷への転化に伴うものであるとされているので、近衛府の変質も十世紀以前からのものとしておられると解釈してよからう。^⑯

延暦三年以後、内廐寮の活動は造営事業でのものが比重を増していったのであるが、近衛府とつながる部分においては、右のような近衛府の変化の影響を受けないはずがない。延暦二十四年十二月に平安京の造営が中止されたことにより、内廐寮の職掌では近衛府と関係する部分が再浮上することになったと考えられる。しかし、その時の近衛府は設立当初のような軍事的活動中心の官司ではなくっており、内廐寮もそれに対応した変質を始めていたのである。つまり、近衛府が非軍事的な②③の活動を拡大していったのに伴い、内廐寮も儀式・行事・行幸など天皇近辺での奉仕に必要な馬の供給を職務の中心とする官司へと変化していったのである。以上のように、内廐寮は近衛府と連動することによってその活動内容を変化させながら、平安京造営停止以後もその存在意義を保持したのであると考えられる。

一方、内廐寮の軍事以外への職掌の拡大によって、主馬寮は本来の左右馬寮時代から有していた活動分野を奪われていき、その職掌は造営関係に集約されていったものと推測される。そして、平安京造営の停止によって、主馬寮はその職掌のほとんどを失うこととなってしまったのである。しかし、主馬寮は左右馬寮の後身である以上、諸国からの貢上馬を受け取る役割を果たしていたはずであるから、中央政府は単にそれを停廃してしまうわけにはいかなかった。そこで、政府は主馬寮を内廐寮に吸収合併させるという形で整理したのである。

以上の経過を裏付ける根拠は二つある。第一は、大同三年（八〇八）六月の、左右馬寮再編後初めての左右馬頭の補任記事において、任命を記されているのが元内廐頭の藤原清主（左馬頭）と坂上石津麻呂（右馬頭）であったことである^⑦。この兩名の登用は、この合併の時に核となったのが内廐寮であったことを示しているといえよう。第二は、牧からの貢上馬の利用法から見た根拠である。牧についての詳細は次章で論じることにして、ここでは要点だけを示すことにするが、延喜式制では諸国から中央への貢上馬に二つの系統のものがあつた。一つは内廐寮所管牧の後身である御牧からの貢上馬で、もう一つはもともと令制の左右馬寮が受け取っており、主馬寮を経て新制の左右馬寮にその務めが引き継がれた諸国貢繫飼馬である。このうち、内廐寮系の御牧貢上馬は直接中央で特定の官司や官人などに分配されて、すぐに使用されていたと考えられる。それに対して、主馬寮系の諸国貢繫飼馬は貢上後、皆、都の近辺に設置されていた近都牧で放飼され、必要が生じてから改めて貢上するという間接的な用い方しかされていない。これは前述のように、中央で主馬寮が馬の活用場所を失っていった結果であろう。これらの二点により、新制の左右馬寮は内廐寮を中心に再編されたものであつたということがわかるのである。

なお、再編の際に馬寮が左右に分置されたのは、大同三年正月二十五日詔に言うように令制に依つたというだけではなく、その前年に編成された左右近衛府と足並をそろえ、かつ儀式などでも形式を整えられるようにするためであつたと考へる。その理由は、弘仁五年（八一四）十月を初見として、左の馬寮・衛府と右の馬寮・衛府とを對抗させて競技を行った

り、宴を催させたりという記事が見られるようになるからである。^⑧

このような経緯で生まれた新制の左右馬寮は、名称は同じでも八世紀の令制本来の左右馬寮とは異なる、内廷に密着した官司であった。その頭や助となった人物の特徴を調べると、多くの者が侍従・内舍人・春宮坊官人・近衛府官人を経たり、天皇の血縁者であることによって天皇側近となっていたことがわかる。他方、それ以外の共通した特徴は見出せなくなる。これは、近衛府と関係の深い内廐寮を主体として編成された新制の左右馬寮が、近衛府と同様に内廷に密着した官司であったことを示しているといえよう。実際に新制の左右馬寮の活動を六国史で調べると、それらは笹山氏による左右近衛府の三種の職掌区分、即ち①軍事的活動、②天皇近侍官としての活動、③芸能面における活動と対応していることがわかる。①に対応するのは、京中の警衛や、衛府の夜行の騎馬の提供などである。また、天皇崩御などの非常時には馬寮が監護されているが、^⑨これは左右馬寮が多くの馬を保有しており、その軍事的威力が認識されていたためであろう。②については使者に馬を提供することが挙げられる。^⑩そして六国史の文面には現れないが、延喜式には行幸の際の奉仕が規定されている。^⑪桓武朝以後記録の増える行幸での奉仕は、新制の左右馬寮の職掌の中でも重要性を増していったことであろう。③については端午之節など馬を用いる儀式での奉仕がそれにあたる。^⑫端午之節の競馬では左右に分かれて競い、負けた方の馬寮と衛府が輸物を献ずるなどの芸能的・遊戯的な面も出て来る。^⑬③についての活動も時代とともに記録が増えていく。記録の無いことが必ずしも活動の存在を否定するわけではないが、それでも記録の増加は左右馬寮のその分野での活動への関心が高まったことを示しているものと考えてよからう。そして②③の機能が左右近衛府の傾向と一致するということは、新制の左右馬寮が左右近衛府と連動して活動していたことの現れなのである。

延喜式に見られる軍事色の薄い左右馬寮は以上のような過程を経て形成されたのである。本章において、八〜九世紀に中央で直接馬を扱っていた馬政担当官司の変遷とその理由については説明し得たものと考ええる。ところで、その変化はそこに馬を供給していた諸国の牧にも影響を与えていたはずである。次章では以上の中央官司の変遷と関係させながら、令

制から延喜式制に至るまでの牧制度の変遷について論じてみたい。

- ① 職員令兵馬司条・左馬寮条。
本稿で用いる令文は、『新訂増補国史大系・令集解』によった。ただし、軍防令に關しては『同・令義解』によった。
- ② 『統日本紀』天平神護元年二月甲子条。
- ③ 『統日本紀』宝龜十年九月庚午条を最後に左右馬寮の記録が途絶え、同書の天応元年五月乙丑条に主馬寮の初見記事がある。
- ④ 『類聚三代格』卷四。
前述の『狩野本類聚三代格』では「大同三正廿五詔」と記されているが、この引用部分では「大同三年正日廿日 詔書」となっている。
- ⑤ たとえば義解説は、公私馬牛について「其征行大事。公私共給。為_二其差養。是故兼知。」とする。
- ⑥ 兵馬正に就いた人の官歴（△は兵馬正に補任された年月）。
○路野上△天平宝字四・正△斎宮寮長官・大監物。
○田口大戸△天平宝字七・正△日向守・上野介。
○路野養△天平宝字八・正△。
- 紀門守△宝龜五・三△三河目・函書助・勅旨大丞・鑄錢次官・肥前守。
○佐伯諸成△延暦十・正△園池正。
- ⑦ 山口英男掲論論文。
- ⑧ 『日本書紀』大化二年正月甲子朔条。
- ⑨ 令制の左右馬寮・内廐寮・主馬寮・新制の左右馬寮の官人については表1参照。
- ⑩ 坂本太郎「馬寮監」(『統日本紀研究』一一七、一九五四)。
- ⑪ 『統日本紀』和銅四年十二月壬寅条。
- ⑫ 『統日本紀』和銅四年九月丙子条の勅文中に「諸国役民。勞_二於造都_一奔亡猶多。雖_二禁不_レ止。今官垣未_レ成。防守不_レ備。」とある。

- ⑬ 天平勝宝七歳十二月二十八日孝謙天皇東大寺領施入勅(『東大寺文書』卷五一四一二頁、『大日本古文書』卷四一八四頁)。天平勝宝八歳六月十二日孝謙天皇東大寺宅田園施入勅(『大日本古文書』卷四一一九頁)等。
- ⑭ 天平宝字二年七月六日造東大寺司解案(『大日本古文書』卷十三一三七九頁)、『東大寺要録』卷五别当章等。
馬寮監と左右馬監について、坂本氏は寮字の有無は省字であり、左右の有無も一人で左右を兼ねるものとするは実質的には同じであると説明しておられる。ただし、氏は本草註⑬の史料の「右馬監」には触れておられない。それが左右に分置された可能性もある。
- ⑮ 『統日本紀』天平三年十一月丁未条。
- ⑯ 『統日本紀』天平二年九月戊寅条。
- ⑰ 『公卿補任』天平八年条。
- ⑱ 『統日本紀』天平宝字元年七月庚戌条では橘奈良麻呂が謀反に失敗して捕えられ、尋問を受けたことが記されている。この時彼が、東大寺造営により人民を苦しめたことを無道であると言ったのに対し、尋問者は「造寺元起_レ自_レ汝父時_一。今_レ習人_レ愛_レ其言不_レ似。」と言っている。例えば『統日本紀』天平十一年四月乙亥条では駄馬に負わせる荷の重量制限のことが記されており、延喜主税式上諸国運漕功条では駄馬を利用して公的に駄馬使用の統制が行われていたことを示しているといえよう。また、時代はやや下るが『類聚三代格』卷十八寛平六年(八九四)七月十六日太政官符所引上総越後等国解の引用する諸郡調綱郡司并雜掌綱丁等解には「進_二上調物。以_レ駄馬_レ本。」と記されており、現実には駄馬が物資の運搬において重要な働きをしていたことが

わかる。また、文献史料以外の例を挙げると、下総国東葛飾郡手賀村（現在の千葉県沼南町）や武蔵国比企郡大岡村（同、埼玉県東松山市）で発見された埴輪土馬は、片手綱で鞍が無く、駄馬を表現したものであろうと考えられている（『東京人類学会雑誌』十八―二百七、一九〇三）。同様式のもの、奈良県天理市の荒蒔古墳からも出土している（『大和を掘る——一九八八年度発掘調査速報——』奈良県立橿原考古学研究所附属博物館、一九八九）。

⑳ 本章註㉑参照。

㉑ 『統日本紀』天平宝字四年六月乙丑条。

㉒ 『万葉集』三九〇七・三九〇八。

㉓ 『統日本紀』天平十二年十二月丁卯条。

㉔ 亀田隆之「内蔵寮」（同『日本古代制度史論』一九八〇）。

表一参照。

○道嶋嶋足（『統日本紀』より）。

天平神護元年二月丙寅 近衛員外中将補任。

宝龟元年八月己亥 近衛中将。

九年二月辛巳 近衛中将。

○紀船守（『統日本紀』より）。

神護景雲三年三月戊寅 近衛將監。

宝龟元年八月丁巳 近衛少将（将監の誤りか）。

二年閏三月戊子 近衛將監。

六年九月戊午 近衛員外少将補任。

九年二月庚子 近衛少将補任。

天応元年五月乙丑 近衛員外中将補任。

延暦二年二月壬申 近衛中将補任。

四年正月辛亥 近衛大将補任。

延暦十一年四月二日 近衛大将のまま罷している（この記事のみ『公

卿補任』）。

また『統日本紀』天平宝字八年九月乙巳条では、既に、二人とも近衛府の前身である授刀衛の官人として姿を見させている。

㉖ 『統日本紀』天平宝字八年九月乙巳条。

㉗ 『類聚三代格』卷十八弘仁三年十二月八日太政官符所引の神護景雲二年（七六八）正月二十八日格に、信濃国牧主当が内蔵寮に解を出していることが見られる。

㉘ 『統日本紀』延暦三年五月丙戌条で遷都のために土地の下見をさせたことが記され、同年六月己酉条には造長岡宮使の任命と着工、同年十一月戊申条に遷都の実施が記されている。

㉙ 『公卿補任』天応元年条。

㉚ 『統日本紀』天応元年七月丁卯条。『公卿補任』同年条に内蔵頭とあるのは誤りだろう。

本章註㉛参照。

㉛ 『統日本紀』延暦三年六月己酉条。

㉜ 『統日本紀』延暦四年正月辛亥条。

㉝ 『統日本紀』延暦三年十二月己巳条。

㉞ 『統日本紀』延暦五年二月丁丑条。

㉟ ○天平十五年東大寺造営に加わる（『統日本紀』延暦九年十月乙未条）。

○天平十八年十一月一日金光明寺造物所告朔解案、大養徳園少球（『大日本古文書』卷九一三〇一頁。本項における以下の記事は同書による）。

○天平十九年七月二十七日造東大寺司解案、大倭少掾東大寺次官（卷十一三七六頁）。

○天平勝宝元年九月九日造東大寺司牒、（造東大寺司）次官兼大倭介（卷三一三二〇頁）等。

大日本古文書に署名多い。

③7 『統日本紀』宝亀元年四月癸巳朔条。

③8 本節註④。

③9 『日本後紀』延暦二十三年八月己酉条。

ちなみにこの時は坂上田村麻呂とともに派遣されているが、当時田村麻呂は造西寺長官を兼ねており、『公卿補任』延暦二十三年条では造西大寺長官に補任されたとしている。延暦二十一年正月丙寅には陸奥国膽沢城造営のために派遣されている（『日本紀略』）。また、彼は内匠助・木工頭も経験している（『公卿補任』延暦二十四年条）。つまり、二人とも造営事業における経験を見込んで選ばれたのであろう。

④0 『統日本紀』延暦九年六月辛酉条でも内廩頭とある。

④1 『統日本紀』和銅元年二月戊寅条。同三年三月辛酉条。

④2 『日本紀略』延暦十二年正月甲午条・同十三年十月辛酉条。

④3 清水みぎ「長岡京造営論——二つの活期をめぐって——」（『ヒスト

リア』一一〇、一九八六）

④4 『公卿補任』延暦二十一年条。

④5 同右。

④6 『公卿補任』延暦二十二年条。

④7 『日本後紀』延暦二十四年十二月壬寅条。

④8 『日本後紀』延暦二十三年四月壬子条。

④9 『統日本後紀』承和七年十月丁未条。

⑤0 『日本後紀』弘仁元年九月癸卯条。

この時も坂上田村麻呂が共に任命されている。本章註③参照。

⑤1 『統日本紀』天応元年五月乙丑条。

⑤2 『統日本紀』神護景雲元年八月丙午条。

⑤3 『統日本紀』神護景雲二年七月戊子条。

⑤4 『統日本紀』宝亀九年三月丙辰条。

⑤5 『統日本紀』延暦元年閏正月壬寅条。

⑤6 『統日本紀』延暦五年五月庚子条、縫殿頭。

⑤7 『統日本紀』延暦七年六月壬寅条。

⑤8 『統日本紀』延暦八年四月庚辰条。

⑤9 『統日本紀』延暦四年正月辛亥条。

⑥0 『統日本紀』天応元年五月癸未条。

⑥1 『統日本紀』延暦三年十二月己巳条。

⑥2 『公卿補任』延暦十四・十五年条には主馬首と記されているが、主馬首は従六位下相当の官であり、当時従四位下で参議・左京大夫・山城守を兼任していた乙叡の官職としては不相応である。一方、主馬頭では伊勢老人が従四位上で補任され、その他の官人も従五位下以上の者ばかりなので、乙叡の補任に不自然は無い。よって、この記事は主馬頭の誤りと判断してよからう。

⑥3 『公卿補任』延暦十三年条。

⑥4 『日本後紀』延暦十六年三月丁酉条。

⑥5 『公卿補任』延暦二十年条。

⑥6 『日本後紀』大同元年三月壬午条。

⑥7 『公卿補任』大同四年条。

⑥8 本節註⑥参照。

⑥9 『日本紀略』大同四年十一月甲寅条。

⑦0 『日本後紀』弘仁元年九月戊申条。

⑦1 廐牧令御伝馬条には、乗用に堪えなくなった御伝馬を売って新馬を購入する費用にあてることが規定されている。また『大日本古文書』所収の諸國の正税帳には、その実例が記されている。例えば、天平十一年周防国正税帳には伝馬死皮を張別一〇束で、不用馬を馬別五〇束で売ったことが記載されている（巻二一―四二頁）。この値から見て、不用馬には屠殺して革を得る以外の用途が残されていたことがわかる。

乗用に堪えない馬ならば、おそらく駄馬として用いられたのであろう。このことから、駄馬の資質というものは、騎馬ほど厳選されたものでなくても十分であったことがわかるのである。不用馬については、鈴木健夫「奈良時代の『不用馬』について」、『月刊歴史』十、一九六九)等を参考とした。

⑦② 天平六年尾張国正税帳(『大日本古文書』卷一一六一頁)には、上野国に下す父馬一〇疋が通過したことが記されている。このことからわかるように、馬の品種改良は国家行政レベルの問題だったのである。なお、馬格については、林田重幸「本邦家畜の起源と系統——特に馬を中心として——」(『日本民族と南方文化』金関丈夫博士古稀記念委員会編、一九六八)等を参考とした。

⑦③ 笹山晴生「平安前期の左右近衛府に関する考察」(同『日本古代衛府制度の研究』一九八五)。

⑦④ 『日本紀略』大同二年四月己卯条。

⑦⑤ 前掲論文の第一章三節を私なりに要約した。

二章 八〜九世紀の牧制度の変遷について

一 令制官牧で生産された官馬の用途

第一章では、馬政に直接関係していた中央官司の廃置と、各官司の職掌について述べた。それらの変化を明らかにするということは、即ち、それらの官司に貢進されていた馬がどのような用途に利用されていたのかを知ることである。そして、中央における官馬需要の在り方の変化は、それを供給していた牧にも影響を及ぼしていたはずである。本章では、各時代における官馬需要の在り方と対照させながら、八世紀の令規定下の牧存在の意義と、それらの官牧が延喜式制に見ら

⑦⑥ 前掲論文の第一章一節では、中衛府と近衛府とを比較して「中衛府の特権的地位が失われていくのに反して、近衛府は天皇近侍の官としての地位をしいだいに高めて」いき「延暦十年以降、この傾向はことに顕著であつた」としておられる。つまり、近衛府の職掌の拡大は、この頃から徐々に起こりつつあった一連の傾向であり、その一方で、その本来的な軍事的職掌が衰えていったことであろう。

⑦⑦ 『日本後紀』大同三年六月庚申条(表一参照)。

⑦⑧ 『日本後紀』弘仁五年十月甲子条。

⑦⑨ 『日本文徳天皇実録』天安元年三月癸丑条。

⑦⑩ 『日本三代実録』貞観十三年三月是月条。

⑦⑪ 『日本三代実録』元慶四年十二月五日甲申条。

⑦⑫ 延喜左右馬寮式巡幸条。

⑦⑬ 『純日本後紀』承和二年四月甲辰条。

⑦⑭ 『純日本後紀』承和二年十月壬辰条。

れる形態へと変化していった理由について論じることとする。

本節では、まず令規定下の官牧存在の意義について検討するが、論を進めるにあたって、予め令による官牧の規定についてまとめておこう。令規定では官牧についての種類分けはなされておらず、官牧は全国均質であるかのように記されている。そして牧馬で乗用に堪えるものは皆軍団に付すことが定められており、中央への貢上規定は無く、ただ馬帳を送ることだけが規定されていた^②。ただし、山口氏が指摘されているように、実際には馬の貢上は行われていたし、それが官牧からのものであった可能性が高いことは前述の如くである。このような規定の仕方は、現実には貢上が行われていたとしても、それは官牧を経営する主目的ではなく、軍団への兵馬供給こそがその主目的であったためになされたのであろう。では、その軍団への兵馬供給の内容はどのようなものだったのであろうか。令制の規定に即して、それを考察してみよう。厩牧令牧馬応堪条では、軍団への官馬供給について次のように規定している。

凡牧馬應_レ堪_レ乗用_二者。皆付_二軍團。於_二當國兵士内。簡_二家富堪_レ養者充。免_二其上番。及雜_レ驅使。

従来は、官牧から軍団への兵馬供給といえば専らこの条が注目され、兵馬・乗用に堪える馬・騎馬という観点のみからの論が多く為されてきた^③。しかし、私はそのような姿勢には賛同できない。なぜなら軍団における兵馬の内容は騎馬だけではなく、それよりもむしろはるかに多くの駄馬を含むものであり、官牧はそれらの駄馬の供給をも行っていたと考えられるからである。駄馬をも兵馬と称していたことについては、既に橋本裕氏が指摘されているように、令集解中にその例が見られる^④。そして、騎馬・駄馬の数的構成については次のように考えられる。まず、騎馬については軍防令隊伍条に「便_二弓馬_二者。為_二騎兵隊。餘為_二步兵隊。」と規定されているが、軍団兵士を出す母体は馬を有することはまず無理な一般農民であるから、弓馬に優れた者がそんなに多くいたとは思えない。それに対して、駄馬については同令兵士為火条に次のような規定が為されている。

凡兵士。十人爲_二一火。火別充_二六駄馬。養令_二肥壯。差行日。聽_二將充_レ駄。若有_二死失。仍即立替。

ここでは一火^ハ兵士一〇人ごとに駄馬六疋を充てて飼養させることが定められている。現実には必ずしも六疋を満たしていたわけではないかもしれないが、それでも相当多くの駄馬がいたと考えてよからう。以上により、軍団には騎馬よりもはるかに多くの駄馬が含まれていたことがわかるのである。そして、その駄馬もやはり官牧から供給されていたと考えられる。残念ながら、令文には軍団駄馬の供給について直接明示する規定は無い。しかし次の二つの理由により、私は軍団駄馬が官牧から供給されていたことを推測する。まず第一は、官牧からの供給以外にその入手法が考えられないという理由からである。官牧から供給されていなかったとすると、民間から公費で購入して軍団兵士に支給したか、軍団兵士の自弁であったかということになるが、これらは両方とも首肯し難い。前者の場合、多数の駄馬を支給するにはかなりの出費があったことになるが、そのような痕跡はいずれの史料にも残されていない。また後者のような軍団兵士の自弁であったとする考え方も、軍団兵士が一般農民を母体としていたために馬を購入することがほとんど不可能であったことを考慮すると、成立し難い。このように官牧以外からの入手が考えられない以上、やはり駄馬は官牧から供給されていたと考えるのが妥当であろう。第二の理由は令義解の解釈による。兵士為火条の駄馬の入手について、令義解では厩牧令牧馬応堪条を根拠として、「以^ニ官馬^一充^テ駄也」としている。「應堪乗用」が実際にはどのような水準であり、駄馬にはどんな馬が用いられていたのかがはっきりしないので、牧馬応堪条をもって直ちに軍団駄馬が官牧から供給されていたということの根拠とすることはできない。それでも、軍団停厩（延暦十一年・七九二）から約四〇年が経っているとはいえず、令義解の作者がこのように軍団駄馬も官牧から供給されていたと認識していたことは無視すべきではなからう。これらの二点より、軍団駄馬は官牧から供給されていたということが推測できるのである。

以上の考察により、私は官牧が騎馬だけではなく、むしろそれよりもはるかに多くの駄馬を軍団に供給していたのであろうという結論に至ったのであるが、では軍団駄馬の実態はどのようなものだったのであろう。先に掲げた兵士為火条では「差行日。聽^ニ將充^テ駄」としているが、果たして律令国家は遠征のためだけに駄馬を兵士に支給していたのであろうか。

おそらくそうではあるまい。以下、かなりの想像を含むが、私なりに軍団駄馬の存在意義について考察してみた。前述のように兵士為火条には、「差行日」に駄馬を連れていくことを「聴」すとしているが、ここで敢えて許可するという表現をしているのが気にかかる。それならば、本人が望まなければ連れて行かないということも有り得ると読みとれるからである。もし遠征のためだけに駄馬を飼養させていたのならば、そのような場合を想定した表現をするはずが無かろう。また実際問題として、いつ起こるのかわからない遠征のためだけに大量の官馬を駄馬として支給しておくのでは、国家にとって無駄が多すぎよう。思うに、これらの駄馬は平時においては何らかの公的な用途に活用されていたのではないだろうか。前章では造都などに多くの馬が投入されたことを述べたが、地方においても土木工事や物資運搬などに馬が利用されていたであろうことは想像に難くない。その場合、民間から大量の私馬を徴収できたとは考えにくく、やはり官馬を利用したものと思われる。しかし、官馬とはいっても調習をうけない馬では使いものにならない。厩牧令牧每牧条には牧ごとに長一人・帳一人と、馬牛一〇〇から成る群ごとに牧子二人を置くことが規定されている。その少ない人数構成からして、当時の官牧での飼養方法は牧地での放牧であり、しかも馬の調習にまでは手が回らなかったと考えざるを得ない。つまり、牧で生産され、飼養されていた馬は人の保護は受けていたとしても、調習は受けていない半野生馬であり、そのままでは役馬としても使用不可能な状態にあったと考えられるのである。ところがその点、軍団官馬はそれを飼養する兵士が調習することになっているから、すぐに利用できる状態になっていたはずであり、数的にもかなりの差発が可能であったと思われる。以上の考察により、軍団駄馬に充てられた牧馬は兵馬として軍団に供給されていても、その存在意義は土木工事やその他の公的用途一般での活用にわたっていたと考えられるのである。そして、兵馬としての用途以外でも利用されていたからこそ、軍団廃止後も官牧の存在意義は存続したのである。^④

二 御牧制度の整備・拡大

令制の官牧は在地における官馬の供給を第一義として経営されていたが、それは中央への馬の貢上をも行っており、その貢上馬が左右馬寮に納められていたと考えられることは先に述べた。ところが、天平神護元年二月に内廐寮が設置されたことにより、これとは異なるもう一つの貢上形態が成立することになる。宝龜四年(七七三)二月二十五日の民部省宛ての太政官符案により、内廐寮も都で馬を飼養していたことが確認できるが、その馬の供給源は左右馬寮のものとは異なっていた。前述のように内廐寮は所管牧を有しており、都で飼養していた馬はそこから入手したのである。このように内廐寮設置以後は、令制官牧から左右馬寮へのものと、内廐寮所管牧から内廐寮へのものと二系統の貢馬制度が併存するようになったのである。そして、これらの貢馬制度は改変を加えられながら延喜式制へと引き継がれていくことになるが、本節ではまず、内廐寮所管牧の動向について論じることにする。

この内廐寮所管牧は、大同三年の内廐寮停廃後は左右馬寮所管牧となり、延喜式に規定される御牧へとつながっていく。この間の牧制度の変遷については山口氏が詳しく述べておられるので、ここではその過程を簡単に記しておくにとどめ、その後でその変化の理由を検討する。御牧の設置方法については既に山口氏が論じておられるように、その多くが既存の公的牧の所管を変更する形で設定されていたものと考えられる。そのことは設置当初の内廐寮所管牧の牧主当が令制官牧の牧長と同様に在地の人であったということも符合する^⑨。内廐寮所管牧の初見記事である神護景雲二年(七六八)正月二十八日格には、信濃国牧主当である金刺舎人八磨が伊那郡大領であったことが記されているのである^⑩。

次に、延暦十六年(七九七)六月七日太政官符によって、当時既に信濃に監牧が存在しており、原則的には中央から派遣されるものであったことが確認できる。この監牧が延喜式に記される牧監と同一のものであることは山口氏が証明しておられる^⑪。また、牧監とは一國中の公的牧が御牧化された後に設置されるものであろうという推測も氏によって為されてお

り、^⑮そうすると信濃では延暦十六年の段階で国中の公的牧がすべて御牧（内廐寮所管牧）となっていたことになる。さらに、弘仁十一年（八二〇）成立の弘仁主税式には、既に甲斐・信濃・上野・武蔵の四ヶ国に特殊な貢上方法をとる牧馬が存在していたことが示されている。これらの国は、延喜式制において御牧を設置されていた四ヶ国と一致するものである。^⑭ただし、次に述べる牧監設置の経過から見て、この時点で一国中の御牧化が完了していたのは信濃だけであったと考えられる。御牧の延喜式制に近い形への急速な整備が見られるのは天長年間である。それは初め信濃で行われ、その後上野・甲斐・武蔵へと整備の対象が拡張されるという形で行われていったと考えられる。まず、天長元年（八二四）に信濃の監牧の規定が延喜式制に近い形に整えられている。^⑯次いで同三年（八二六）二月には上野に、翌四年（八二七）十月には甲斐に牧監の設置が確認されるので、この時までにはこの三ヶ国では一国中の御牧化が完了していたものと考えられる。そして、御牧設置国の内、武蔵以外の三ヶ国に牧監が設置されているのに、武蔵には設置されず、いまだ御牧と、令制官牧の後身である諸国牧とが混在しているという状態は、そのまま延喜式規定と共通するものである。^⑰つまり、延喜式制の御牧制度は、天長年間にはほぼ整えられたのであるといえよう。

このような過程を経て形成されていった御牧の制度は、延喜式制では四ヶ国に計三二牧が規定され、毎年計二四〇疋の貢上馬を賦課されている。^⑱因みに、延喜式には他に諸国牧の規定が記されている。^⑲諸国牧は、西国のもとの牛牧とを除くと一四ヶ国もの国に一九牧しか設置されていない。^⑳また、その貢上数は年間一〇五疋と少ない。^㉑これらを比較すると、延喜式制の段階までに、御牧貢上馬は諸国貢駿飼馬よりも重視され、貢上馬の主流となっていたことがよくわかるであろう。以上の変革を通して次の二点を指摘し得る。その第一点は、内廐寮所管牧が成立以来拡大の道をたどり、内廐寮停廃後もその傾向は継続したということである。そして第二点は、御牧の延喜式制に近い形への急速な改革は天長年間頃に進められたということである。御牧はもともと中央への馬匹供給を第一義として設置されたものであり、それ故に、右のような変化も中央における馬政の在り方の影響を大きく受けて生じたものと考えられる。そこで、中央の馬政の動向と対照さ

せながら、御牧制度の変遷において右のような特徴が現れた理由について考察することとする。

まず第一点についてであるが、このような御牧拡張の傾向は、その属する中央官司の動向と対応している。前章では、内廐寮が主馬寮の職掌を奪いながらその地位を向上させ、新制の左右馬寮再編時にはその核となったと考えられると述べた。そして、その頃に内廐寮所管牧は、新制の左右馬寮への官馬供給機関としての地位を確立させたものと思われる。そのため、内廐寮停廃後も内廐寮所管牧は存続し、左右馬寮の動向に合わせて変革され続けたのであろう。御牧の改革が積極的に行われていった一方で、諸国牧（令制官牧）の変革はあまり見られない。これは中央政府の関心が御牧に傾いていたことを示しているのであろう。御牧と諸国牧の根本的な相違は、前者が中央官司直轄の牧であったのに対して、後者が国司の管轄下にあったという点にある。そして、両者の貢上馬を受け取る役目が新制の左右馬寮へと継承された後は、その中央への直属性の故に、御牧の方が重視されて改革の対象となっていたのであろう。

次に第二点目の、天長年間頃に急速に御牧の改革が行われた理由について論じるが、これは弘仁年間から史料に現れる駒牽の確立と対応していることであると考えられる^④。延喜式には駒牽の規定は見られないが、『政事要略』所引の「西宮記」「清涼記」などによって、その詳細を知ることができる。駒牽とは、御牧貢上馬を左右馬寮・王卿・諸官人に分配する儀式である。ここでは御牧貢上馬の多くが左右馬寮に分配されている。また、『政事要略』卷二十三所引の諸文献では、八月十五日の信濃からの御牧貢上馬の駒牽において、左右近衛中少将・馬寮頭助に馬が分配されることが示されているが、近衛府以外の衛府官人への分配規定はどの御牧の貢上馬についても見当たらない。この点は、内廐寮所管牧・内廐寮・近衛府の本来的な関係を想起させる。さらに、駒牽における御馬の分配は天皇からの下賜という形をとっているが、その運営には左右近衛府と左右馬寮とが活躍しており、そのことは左右馬寮が天皇近侍官へと変化したという前述の考察と一致する。思うに、駒牽の儀は内廐寮の近衛府への馬匹供給という原型と、両官司の天皇近侍官としての職掌の拡大という変化によって形成されたのであろう。駒牽の際に左右馬寮へ分配された御牧貢上馬のその後の処分を記す史料は見あたら

ない。しかし、それらはそのまま他に入手法の明示されていない左右馬寮の櫪飼馬の補充にあてられていたものと思われる。櫪飼とは厩での飼養のことであるが、延喜式では左右馬寮に各々馬八〇疋（細馬一〇・中馬五〇・下馬二〇）計一六〇疋と牛各五頭計一〇頭の飼養規定があり、その馬牛は祭・巡幸・衛府や検非違使への貸与などに利用されていた^⑤。駒牽が確立し、そこで分配された馬が馬寮の厩に入れられるという手順が定着することによって、櫪飼馬の供給源としての御牧の地位はゆるぎないものとなったと考えられる。そして、櫪飼馬補充の必要数は少ないものではなかったと思われる。馬の寿命は二〇年を越えるものであるが、実際には故障や死失によってかなりの消耗があったと想像され、一六〇疋もの馬を常備するためには相当多くの補充が必要であったと推測されるからである^⑥。このように、駒牽の確立は馬寮以外への分配に関してだけでなく、馬寮内における御牧貢上馬への要求度も高め、その結果、天長以後の急速な御牧制度の整備・拡大が行われたのであろう。

前述のように、御牧はその設置当初から中央への馬匹貢上を第一義として設置されたものであり、中央における馬匹要求の在り方をより明確に反映するものであったと考えられる。そして、内厩寮所管牧として発生した御牧からの貢上馬は、内厩寮及び新製の左右馬寮の職掌拡大に応じて、中央で多様な方面に頻繁に利用されるようになり、そのために御牧は整備・拡大されていったのである。

三 諸国牧の変遷

前節では御牧の変遷とその理由について述べたが、御牧成立以前から存在していた令制官牧と、そこからの貢上制度はどのような運命をたどったのであろうか。延喜式には既に「官牧」という語は見られなくなっている。しかし、兵部式に規定されている諸国牧がそれに直結するものであり、左右馬寮式に見られる諸国貢繫飼馬が諸国牧からの貢上馬であろうということは既に山口氏が指摘しておられる^⑦。前述のように、令制官牧の馬帳の管理義務は兵馬司から兵部省へ、貢上馬

受理の役割は令制の左右馬寮から主馬寮を経て新制の左右馬寮へと引き継がれて、延喜式制に至ったものと考えられる。そのため、延喜式では諸国牧そのものについての規定は兵部式に、諸国貢繫飼馬の規定については左右馬寮式に記載されているのであろう。

前節で示したが、延喜式規定では諸国牧は御牧と比べて、所在国数が多い割に牧数や貢上数が随分少ない。また、国史には諸国牧停廃の記事が見られ、その数は減少する方向に向かっていったことが知られる。これらの現象について、山口氏は「結局、延喜式の諸国牧関連規定は、こうした衰退の結果として現れたのである。」^④「要するに、延喜式段階の諸国牧は、在地での実態はともかく、中央への貢上機関としての意義はほぼ失っていたと思うのである。」と述べておられる。また、延喜式には、諸国牧は存在するが貢上を行っていない国や、逆に諸国貢繫飼馬は賦課されているが諸国牧の存在しない国が見られるが、山口氏はこれらについても「諸国牧の形態の衰退を示すものであろう。」^⑤としておられる。しかし、このような考え方は諸国牧の本来的な存在意義を無視しているために、同意はできない。既に述べたように、もともと令制官牧は在地における兵馬供給を第一義として設置されたものであり、現実には貢上を行っていたとしても、それはその経営の中心目的ではなかった。だから、令制官牧を前身とする諸国牧も、むしろ在地での官馬供給を中心目的として経営されていたものと考えべきで、貢上制に焦点を当てて、それを諸国牧の盛衰の基準とするのは不当であるといえよう。では、延喜式に見られる上記のような諸国牧制度は、どのような理由で形成されたのであろうか。以下、それについて検討しよう。

まず、諸国貢繫飼馬の規定数が御牧貢上馬よりも随分少ないものとなっている理由について述べるが、それは、諸国牧からの貢上馬を取り扱っていた主馬寮の動向を参照することによって説明できる。前章で述べたように、主馬寮の活動は造営事業関係に重点を置いていたと考えられるから、造営事業の盛んであった頃の諸国牧に求められていたのは、多量の駄馬が中心であったと推測される。その時点ではおそらく、諸国牧からの貢上馬数は延喜式規定の一〇五疋よりもはるか

に多かつたことであろう。ところが、延暦二十四年（八〇五）の平安京造営の停廢は、中央における駄馬の需要を激減させて、諸国牧への駄馬の要求も弱めてしまったのである。しかも、その頃には内廐寮が多方面に職掌を拡大しており、御牧貢上馬の利用が増えたのに対して、諸国牧の貢上馬を利用することは少なくなっていたものと考えられる。その結果として、諸国牧に対する貢上馬の要求数は、単に駄馬に關してだけでなく、全体的に減少していったのであろう。新制の左右馬寮が編成された時には、内廐寮がその核となり、主馬寮が中心となり得なかつたことは前述の如くである。そして、主馬寮系の貢上馬の利用は、その後も減少の方向へと向かい続けたものと思われる。延喜式制に至っては、諸国貢繫飼馬は貢上されて左右馬寮の檢校を受けた後、皆、近都牧に放飼されて、必要が生じてから改めて貢上されるという間接的な用い方しかなされなくなっている。御牧貢上馬が繫飼馬として日常的に利用されていたと考えられるのに比べると、このような規定は諸国貢繫飼馬に対する要求の度合の低さをよく表しているといえよう。

以上のようにして、延喜式制における諸国貢繫飼馬の貢上数が御牧貢上馬に比べて少ないものとなっていた理由は説明し得たと思う。ただし、これはあくまで貢上馬の減数についてのことであって、諸国牧そのものの減少の理由と混同してはいけない。なぜなら、諸国牧は在地における官馬供給こそを經營の中心目的としており、中央からの馬匹貢上の要求が減少したり打ち切られたりしたという理由だけで停廢される性質のものではなかつたからである。そこで、次は諸国牧の在地における經營事情と、中央からの諸国貢繫飼馬の要求の変化との両方を考え合わせることによつて、先に挙げた貢上規定の無い諸国牧や、諸国牧が無いのに諸国貢繫飼馬を賦課されている國の成立の理由について考察することにする。

右のような視点から、まず諸国牧が存在するのに貢上規定の無い國について見るが、これらは、主馬寮系統の職掌縮小によつて、中央からの貢馬の要求が無くなつてしまつた諸国牧の姿であると考えられる。中央からの要求が打ち切られたとはいへ、馬匹貢上は諸国牧經營の目的の一部にすぎず、在地における官馬の需要は依然として存在したのであろう。そして、その要求に應え得る生産能力が十分に備わつていたからこそ、牧の經營は続行されたのである。つまり、貢上規

定が無い諸国牧は、牧経営が混乱したり衰退したりしたために貢上が不可能になったわけではなく、中央からの要求が無くなったために貢上を行わなくなっただけなのである。

一方、貢上規定があるのに諸国牧が存在しないという一見不可解な国は、どのようにして成立したのであろうか。実はその成立過程については、山口氏が既に指摘されているように、はつきりした例を示す史料が残されている。『続日本後紀』承和十二年（八四五）三月癸酉条などがそれである。牧を経営するためには、それに伴う手間や弊害は避けられなかった。また、開墾が進み牧地付近にまで耕地が及ぶに至って、牧として利用するよりも耕地へと転用する方が効率の良くなる所も出て来た。そして、牧を存続させることによるこれらのマイナス面と、牧馬を利用できるといふプラス面を考えた場合に、マイナス面の方が大きくなる牧も生じて来たのである。そのような牧の所在国は牧を廃止して、中央からの要求には民間からの購入によって対応するという措置を取ることになっていき、延喜式に見られる貢上規定のみの国が成立したのであろう。

以上の考察からわかるように、諸国牧の有無と諸国貢繫飼馬の規定の有無は、牧全体の衰退などという同一次元の理由に帰結させるべき問題ではない。それは諸国牧経営の在地における損益と、中央からの貢上馬の要請という別の次元において考えるべき問題なのである。そして、個々の諸国牧においてその両次元からの考慮をし、より効率の良い形態へと修正を加えていった結果、延喜式制に見られる諸国牧の体制が成立したのである。

本章を通して、令制において構想された姿から、延喜式制に至るまでの牧制度の変化について述べてきたが、その結果、後者は前者の衰退によって形成されたわけではないという結論に至った。つまり、延喜式制の御牧や諸国牧は、令の構想に基づいて設置された官牧が、各時代の中央における馬政の在り方や在地における牧経営の実状の変化に応じて、より現状に適合する形へと改革されながら形成されていったものだったのである。

① 廐牧令牧馬廐堪条。

② 廐牧令駒轡条。

- ③ 西岡虎之助前掲論文、村岡薫「律令國家の官牧兵馬政策とその意義」
 『律令制と古代社会』一九八四。
- ④ 橋本裕「律令軍団制と騎兵」(同)『律令軍団制の研究・増補版』一九九〇・初発表一九八一)。職員令兵馬司条の令集解所引の釈説と穴説は、軍防令兵士為火条(本節で後述)に言う駄馬を兵馬として紹介している。
- ⑤ 鹿牧令軍団官馬条。
- ⑥ 軍団廃止後は誰が馬を飼養したのかということが問題となるが、まだ適切な答えを見出していない。ただ『類聚三代格』卷十八貞観十八年(八七六)正月二十六日太政官符所引の貞観七年(八六五)六月二十八日太政官符で「牧内浪人徭」なるものを以て破損した格(冊)を修造させることを命じているのは一つの参考となろう。
- ⑦ 『大日本古文書』卷二十一―二七八頁。
- ⑧ 山口英男前掲論文。
- ⑨ 鹿牧令牧馬長帳条。
- ⑩ 一章註⑳。
- ⑪ 『類聚三代格』卷十五。
- ⑫ 山口英男前掲論文。
- ⑬ 山口英男前掲論文。
- ⑭ 延喜左右馬寮式御牧条。
- ⑮ 『貞観交替式』天長元年八月二十日太政官符。
- ⑯ 『類聚三代格』卷十八天長三年二月十一日太政官符。
- ⑰ 『類聚三代格』卷五天長四年十月十五日太政官符。
- ⑱ 延喜兵部式收監条・同諸国牧条。同左右馬寮式御牧条等。
- ⑲ 延喜左右馬寮式御牧条。
- ⑳ 延喜左右馬寮式年貢条。
- ㉑ 西岡氏は前掲論文で、諸国牧と諸国貢駿飼馬を切り離して考えて

おられるが、山口氏は諸国貢駿飼馬を諸国牧からの貢上馬であると解釈しておられる。私は山口氏の見解に従う。

㉒ 延喜兵部式諸国牧条。

㉓ 延喜左右馬寮式駿飼条。

㉔ 初見は『日本紀略』弘仁十四年(八二三)九月乙亥条の「覽信濃国御馬」である。駒牽に関しては大日方克己「駒牽の基礎的考察」(『古代史研究』六、一九八七)を参考とした。山口氏は『長野県史通史編第一巻原始・古代』の中で駒牽の成立が御牧制度の確立と歩調を合わせていると考えられるとしておられる。

㉕ 延喜左右馬寮式飼馬条。

㉖ 延喜左右馬寮式祭馬条・巡幸条・衛府馬牛条・檢非違使馬条等。これらの規定には、放飼馬(近都牧で放飼されていた馬)の使用も規定されているが、実際問題として京外で放飼されている馬よりも京中で厩飼にされている馬の方が、日常的に使用頻度が高かったと見なして支障はなからう。

㉗ 伝馬の例ではあるが、天平九年駿河国正税帳には伝馬一八疋の購入が記され、『大日本古文書』卷二一六八頁、同年周防国正税帳には伝馬一疋の購入が記されている(同二三八頁)。延喜式による兩國の郡数は駿河が七郡・周防が六郡である。仮に天平十年頃から郡数の変動が無かったと考えると、鹿牧令置駅馬条に定められた伝馬数は郡別五疋なので、駿河で三五疋、周防で三〇疋という計算になる。これと入れ替えた馬の数を比較すると、馬の消耗は結構速かったことがわかる。また、『日本文徳天皇実録』斎衡二年閏四月是月条には、疫病で左右馬寮の馬がほぼ全滅したことが記されている。これらのことから、厩飼馬の補充には相当多くの疋数を必要としたことが推測される。

㉘ 山口英男「八・九世紀の牧について」。

②⑨ 『統日本後紀』承和十二年三月癸酉条等。

③⑩ 山口英男「八・九世紀の牧について」一八〇—一九頁。

③⑪ 諸国牧があり諸国貢繫飼馬を賦課されていた国……相模・武蔵・上総・下総・常陸・下野・周防・伊予。

諸国牧はあるが諸国貢繫飼馬を賦課されていなかった国……駿河・安房・伯耆・備前・長門・土佐。

諸国牧が無いのに諸国貢繫飼馬を賦課されていた国……遠江・上野・讃岐。

(牛牧や西海道のものを除く。)

おわりに

本稿では、令制から延喜式制に至るまでの牧制度変遷の理由について論じてきた。延喜式制の牧制度の理解としては、近都牧の成立や国飼制度との関係など、まだまだ検討すべき点を残している。しかし、公的牧における官馬生産という側面から見たその成立過程については、一応の結論を見出せたものだけではない。それをまとめると次のようになる。

(一) 令制の時代から、官馬の需要はけっして軍事面におけるものだけではなく、もっと広汎な分野からのものであった。

特に中央においては、造営事業という場面で多量の馬が用いられていたと考えられる。

(二) 軍団兵馬は騎馬だけではなく、それよりもはるかに多くの駄馬を含むものであり、その駄馬もまた令制官牧から供給されていたものと考えられる。軍団の駄馬は、軍事以外の公的な用途一般にも用いられていた可能性が高い。

(三) 令制の官牧と直結する延喜式制の諸国牧は、中央への貢上よりも在地における官馬供給を中心目的として経営されており、中央への貢上を中心目的として設置された御牧とは存在意義が異なっていた。だから、それらから貢上される馬も同等の意味を持つものとは見なすべきではない。

③⑫ 山口英男「八・九世紀の牧について」一八頁。

③⑬ 延喜左右馬寮式繫飼条。

③⑭ これによると、牧牛を売却してその価を正税に混合し、それを出挙としてその利息で貢上用の牛を民間から購入するということが許されている。

③⑮ 『類聚三代格』卷十八貞観十八年(八七六)正月二十六日太政官符には、施設の維持が困難であったことが記されている。また、逃げた馬が耕地を荒らすという害も示されている。

③⑯ 『統日本紀』靈龜二年二月己酉条はその例であろう。

④御牧からの貢上制は、中央における内廐寮の天皇近侍官への変質と職掌拡大に伴って整備されていたが、逆に、諸国貢繫飼馬の制度はそれを扱う主馬寮の衰えによって縮小されていった。その傾向は左右馬寮の再編後も継続した。そして、以上のことより、延喜式制の牧制度は令制の牧の衰退によって形成されたのではないということがわかった。つまり、それは令制の牧制度が、各時代における中央及び在地からの官馬要求や、個々の牧の経営の実状に応じて、より現状に即した形へと随時修正されていった結果、成立したものであったのである。

本稿で触れたのは、八〜九世紀における馬政という古代制度の一面面にすぎない。しかし、その限りにおいて、令制から延喜式制への変化というものが令制の不可逆的な衰退によると考える旧弊を否定し得たことと思う。つまり、この牧制度の変革も、延喜式制の形成過程において行われた令制の再編成の一端として位置付けることが、可能となったのである。

（京都大学大学院生）

On Ssu-ma Kuang 司馬光's the *Li-nien-tu*
歷年圖 and the *T'ung-chih* 通志

by

INABA Ichiro

There were nearly 1500 volumes of the histories in the Chi-Ch'uan 紀
伝 form in China in Ssu-ma Kuang's time mainly due to the many
redactions produced between the T'ang 唐 and Northern Sung 北宋
periods.

Ssu-ma Kuang, aware of the importance of the burgeoning interest in
the *Chun-ch'iu* 春秋, summarized the contents of these histories and
compiled them into a chronicle called the *Tzu-chih-t'ung-chien* 資治通鑑.
His purpose was to get busy emperors to learn Chinese history easily.

Before compiling the chronicle, he had written the *Li-nien-tu* to be
complement his curriculum.

The *Li-nien-tu*, which is now gathered into the *Chi-ku-lu* 稽古錄 from
volume 11 to volume 16, was originally written as an independent work.

The contents from volume 11 to volume 15 consist of concise records
of many matters of grave concern and his reviews of each dynasty.
The contents of volume 16, in the style of the preface, are Ssu-ma
Kuang's review of monarchs and laws or categories of the history which
he had grasped through the researches of many histories in the Chi-
Ch'uan form.

These results were developed into the *T'ung-chih*, specifically, the
Tzu-chih-t'ung-chien.

The Use of Horses and the Transition of the
Maki (牧)-system in the Ancient State

by

YOSHIKAWA Toshiko

In order to better understand the reasons for the transition of the

maki-system from the *ryo* (令)-regime to the *engishiki* (延喜式)-regime, I consider the following question: "What was the national demand for government horses in those days?" It is a well-known fact that horses in ancient Japan played various roles in contributing to military affairs, transportation, and religious service. But, it was the labor of the packhorses, easily overlooked, that was most needed. The frequent moving of the capital in ancient Japan was unique and not seen in other ages, and horses supplied considerable labor as packhorses. This has been proven by inquiring closely into the transitions of the government offices in charge of horse administration in the ancient central government—*saume-ryo* (左右馬寮), *naikyū-ryo* (内廐寮) and *shume-ryo* (主馬寮). The establishment and abolition of these government offices were closely connected not only with military affairs, which has already been pointed out, but also with the demand for packhorses for the moving of the capital.

The start and suspension of the great construction work which resulted from the moving of the capital radically increased and decreased the demand for packhorses. This not only changed the central government in charge of horse administration, but also had great influence on the *maki* that supplied many horses. In the *engi-shiki* regime, the government *maki* was divided into the *shokoku-maki* (諸国牧) and the *mimaki* (御牧). While the former was directly connected with the *ryo*-regime official *maki*, the latter was established anew in the second half of the eighth century. After the ninth century, *mimaki* gained more importance than *shokoku-maki*. And in the *engi-shiki*-regime, it supplied many more horses to the central government. This has been discussed chiefly under the accepted idea of "the decline of the *ryo*-regime" in former studies. Because this idea does not take into account the fact that the demand for horses changed with the age, I cannot agree with it. The transition of the *maki*-system in the eighth and ninth centuries corresponded with the demand for horses as stated above.

In this thesis, I consider the transition of the national demand for horses in the first chapter and think about the influence which the transition had on the *maki*-system in the second chapter. Finally, I mention the significance of the transition of the *maki*-system in the formation of the *engi-shiki*-regime.